

行財政改革・大都市制度調査特別委員会

企画調整部企画課（大都市制度・広域行政担当）

財務部財政課

財務部税務総務課

## 大都市の行財政実態に対応した制度の調査研究について

### 1 大都市（政令指定都市※<sub>1</sub>）を取り巻く状況

- ・人口構造の変化（人口減少、少子・高齢化）
- ・社会資本の老朽化
- ・道府県と指定都市の「二重行政」解消の要請

### 2 大都市の行財政に関する取組

#### (1) 指定都市市長会※<sub>2</sub>を通じた取組

##### ①国への提案（要望）

- ・国の施策及び予算に関する提案（通称「白本」）
  - 次年度予算に係る各省庁の概算要求に関する議論に対する要請活動に活用  
20市の市長、議長連名による税財政・大都市制度、個別行政分野に関する提案  
税財政・大都市制度関係「多様な大都市制度の早期実現」、  
個別行政分野関係「児童福祉施策の拡充」等15項目
- ・大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称「青本」）
  - 政府・与党の税制改正や地方財政対策に関する議論に対する要望運動に活用  
20市の市長、議長連名による税制、財政に関する要望  
税制関係「真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正」、  
財政関係「地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止」等14項目
- ・その他の提案等
  - 指定都市を応援する国会議員の会、総務大臣と指定都市市長との懇談会等

##### ②大都市制度改革に関する調査研究、広報啓発

- ・指定都市の市長による会議（市長会議、部会、政策提言プロジェクト等）の開催
- ・シンポジウムの開催

#### (2) 本市単独の取組

##### 国への要望書の提出

- ・市長が総務大臣に対し、特別自治市制度の法制化について要望書を直接提出

## ※1 政令指定都市

地方自治法第252条の19で「政令で指定する人口50万以上の市」と規定されている都市のこと。現在、本市を含む20市が政令による指定を受けている。

政令指定都市の特徴は、法の特例により、市域を複数の行政区に分け、それぞれに区役所を設置するほか、児童相談所の設置、国県道の管理等の事務を県に代わって行う。

### <全国の政令指定都市>

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

## ※2 指定都市市長会

全国の指定都市の緊密な連携のもとに、大都市行財政の円滑な推進と伸張を図ることが目的。活動内容として、国に対する政策提案・意見表明活動、大都市共通の課題に関する調査・研究及び広報活動、諸会議の開催・各市の連絡調整が挙げられる。

<会長> 林 文子 横浜市長

<副会長> 鈴木康友 浜松市長 ほか3人

<事務局> 市政会館（東京都千代田区）内 12人体制

<設立> 平成15年12月21日

<浜松市長の役職> 副会長、外国人材の受入・共生社会実現プロジェクト担当市長、  
国会議員の会担当市長